



認定こども園・幼稚園・
保育所など

3～5歳児・
0～2歳児<<非課税世帯>>

無償

令和元年10月より

国による幼児教育・保育の無償化が スタートします

3歳児クラスから5歳児クラスまでのすべてのお子さん、
0歳児クラスから2歳児クラスまでの市町村民税非課税
世帯のお子さんが対象になります。

認可外保育施設
など

月額37,000円を
上限に補助

0～2歳児非課税世帯は
上限42,000円

幼稚園・認定こども園
預かり保育事業

月額11,300円※を
上限に補助

満3歳非課税世帯は
上限16,300円※

※日額上限あり

私学助成幼稚園

月額25,700円を
上限に無償

障害児の
発達支援
無償



それぞれの詳細は、次ページ以降をご確認ください

認定こども園、幼稚園、保育所などを利用する子ども

○ 認定こども園、幼稚園、保育所などを利用する3歳児クラスから5歳児クラスまでの全てのお子さんの保育料が無償化となります。

● 無償化の期間は、小学校入学前の3年間（3歳児クラスから5歳児クラス）です。

（注）幼稚園、認定こども園（教育部分）を利用する場合は、入園できる時期にあわせて、満3歳から無償化されます。

● 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。

（注）2号認定、3号認定を受けているお子さんの延長保育料は無償化の対象外です。

《副食（おかず、おやつなど）費について》

2号認定（3歳児クラスから5歳児クラス）のお子さんの給食費のうち、副食費は、現在、保育料に含んで保護者負担となっていますが、10月以降の無償化の対象とはならず、引き続き保護者の負担となります。

ただし、次の場合については、副食費の徴収が免除されます。

● 1号認定子ども：年収360万円未満相当世帯及び小学校3年生のお子さんから数えて第3子以降

● 2号認定子ども：年収360万円未満相当世帯及び小学校就学前のお子さんから数えて第3子以降

（注）堺市独自の制度で保育料が無償となっている2号認定のお子さんについては、令和元年度に限り、副食費を免除します。

（注）免除の対象となる方には、通知します。

○ 0歳児クラスから2歳児クラスまでのお子さんについては、市町村民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。

《0～2歳児の市町村民税課税世帯における保育料軽減》

お子さんが2人以上いる世帯の負担軽減の観点から、現行制度（国の制度）を継続し、認定こども園などを利用する最年長のお子さんを第1子とカウントし、第2子にあたる場合は半額、第3子以降にあたる場合は無償となります。

（注）年収360万円未満相当世帯については、上のきょうだいの年齢は問いません。

（注）堺市が独自に実施している第3子以降の保育料軽減も継続して実施します。

○ 認定こども園、幼稚園、保育所に加え、地域型保育、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償化の対象となります。

（注）地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を言います。

（注）標準的な利用料とは、企業主導型保育事業における標準的な利用料として補助要綱において示している額のことであり、平成30年度における額は、0歳：月額37,100円、1歳・2歳：月額37,000円、3歳：月額31,100円、4歳以上：月額27,600円となります。



私学助成幼稚園を利用する子ども

○ 幼稚園を利用する3歳児（年少）クラスから5歳児（年長）クラスまでの全てのお子さんの保育料について、月額25,700円まで無償化となります。

- 無償化の期間は、満3歳から小学校入学前までです。
- 入園料を支払った年度は、入園料を月額に換算のうえ、月額保育料に加えて計算します。
- 入園料・保育料に対し、月額25,700円を上限に市から給付費として幼稚園に支払います。幼稚園から請求される保育料が25,700円を超える場合、超えた分（差額）のみを幼稚園に支払うことになります。
- 無償化の対象となるための認定を新たに受ける必要があります。園から配付される認定申請書に必要事項を記入のうえ、園に提出してください。
- 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ただし、年収360万円未満相当世帯及び小学校3年生のお子さんから数えて第3子以降の場合、実際に支払った副食費を補助します。（月額上限4,500円）

（注）補助の対象となるためには、申請が必要です。別途、案内します。



幼稚園・認定こども園の預かり保育を利用する子ども （1号認定）

○ 保育の必要性の認定を受けた場合、預かり保育についても利用料が無償化となります。
無償化の対象となるための認定を新たに受ける必要があります。

| 認定 | 対象者 | 無償化の上限 |
|-------|--|--|
| 新2号認定 | 3歳児（年少）クラス※から5歳児（年長）クラスの子ども ※満3歳の誕生日以後、最初の3月31日を経過した子ども | ・利用日数が25日以内の場合 「日額450円×1カ月の利用日数」 ・利用日数が26日以上の場合 「11,300円」 |
| 新3号認定 | 満3歳の誕生日以後の最初の3月31日までの間にある市町村民税非課税世帯の子ども | ・利用日数が25日以内の場合 「日額450円×1カ月の利用日数」 ・利用日数が26日以上の場合 「16,300円」 |

●支給額は、「実際に支払った額」と「無償化の上限」を比較し、低い方となります。

（注）原則、通われている幼稚園、認定こども園を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」については、就労などの要件（認可保育所などの利用と同等の要件）がありますので、「令和元年度預かり保育利用料にかかる施設等利用費のお知らせ」をご確認ください。

（注）2号認定、3号認定を受けているお子さんの延長保育料は無償化の対象外です。

認可外保育施設などを利用する子ども

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、堺市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

(注) 「保育の必要性の認定」については、就労などの要件（認可保育所などの利用と同等の要件）がありますので、「令和元年度利用料にかかる施設等利用費のお知らせ」をご確認ください。なお、認可外保育施設については、利用する施設などを經由しての申請となります。

- 3歳児クラスから5歳児クラスまでのお子さんは月額37,000円まで、0歳児クラスから2歳児クラスまでの市町村民税非課税世帯のお子さんは月額42,000円までの利用料が無償化になります。

【対象となる施設・事業】

- 認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業が対象となります。

(注) 認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、認証保育所、ベビーシッター、認可外の事業所内保育をさします。

(注) 複数施設を利用する場合、それらを合計のうえ、上記の上限の範囲内で無償となります。

(注) 無償化の対象となる認可外保育施設は、市に設置の届出を行うほか、国が定める指導監督基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも、5年間は無償化の対象としています。（これらの対応については、法施行後2年を目途に国において再度検討をする予定です。）



障害児支援を利用する子ども

- 3歳児から5歳児までの子どもたちで障害児支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援など）を利用するお子さんの利用料が無償化となります。

(注) 市町村民税非課税世帯については、0歳児から5歳児まで既に無償となっています。

(注) 医療型児童発達支援などにかかる医療費や、おやつ代などの事業者を支払う実費は、これまでどおり保護者の負担になります。

- 認定こども園、幼稚園、保育所などと障害児支援を併用する場合も、ともに無償化の対象となります。

【問い合わせ先】

- 認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育、預かり保育、認可外保育施設などの無償化に関すること
堺市 子ども青少年局 子育て支援部 幼保推進課 TEL：072-228-7173
- 病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の無償化に関すること
堺市 子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども育成課 TEL：072-228-7612
- 障害児支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援など）の無償化に関すること
堺市 子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども家庭課 TEL：072-228-7331

【保育の必要性の認定に関する問い合わせ先】

- | | | | |
|-----------|------------------|----------|------------------|
| 堺区子育て支援課 | TEL：072-222-4800 | 中区子育て支援課 | TEL：072-270-0550 |
| 東区子育て支援課 | TEL：072-287-8198 | 西区子育て支援課 | TEL：072-343-5020 |
| 南区子育て支援課 | TEL：072-290-1744 | 北区子育て支援課 | TEL：072-258-6621 |
| 美原区子育て支援課 | TEL：072-341-6411 | | |